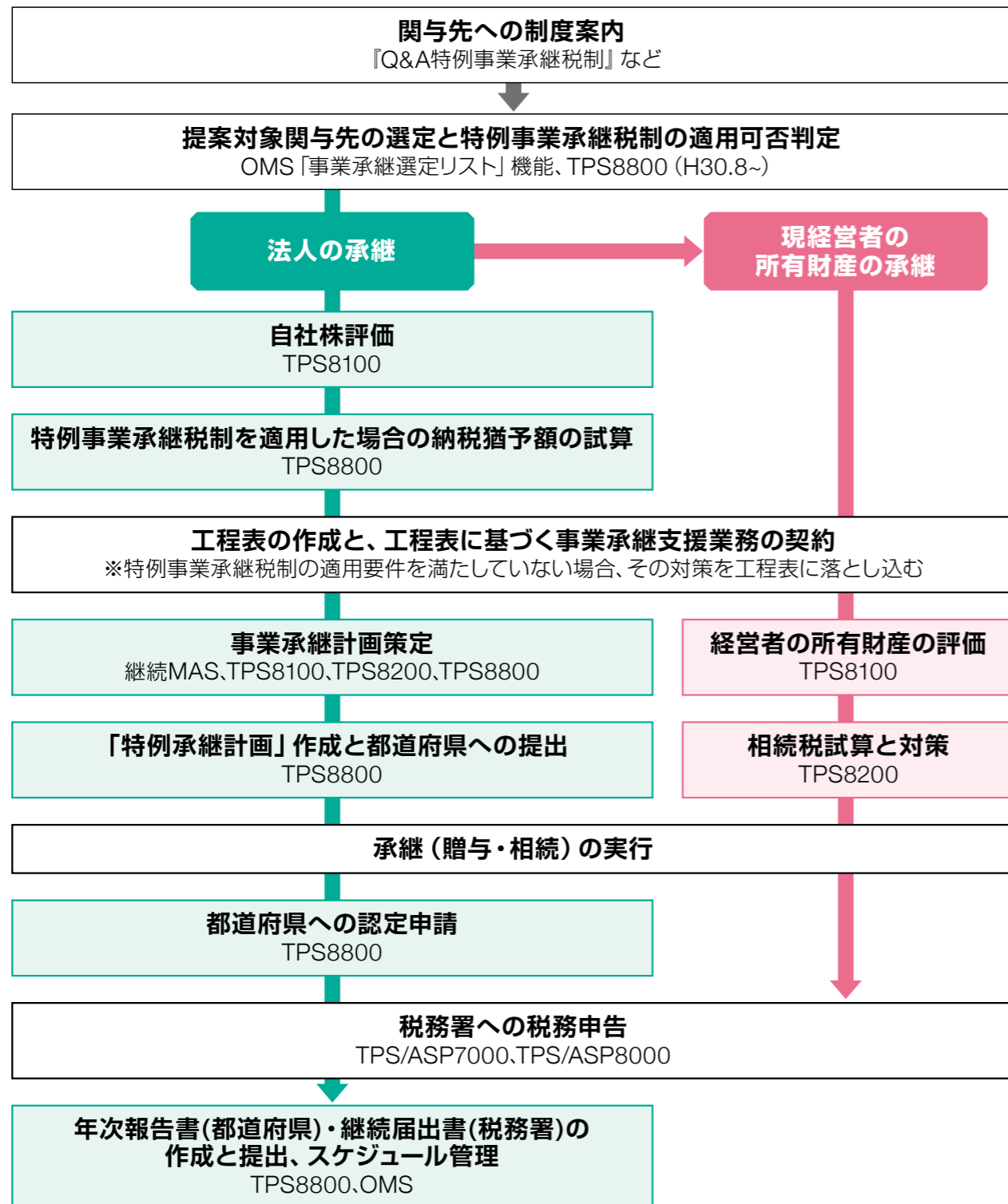


特例事業承継税制適用支援フロー[例]



社外への引継ぎ（M&A）のご相談はこちら

(株)TKCでは、専門部署である中小企業事業承継支援部を設け、関与先の親族外事業承継（M&A）の豊富な実績とノウハウを持つ(株)Tomorrow's Business Creation（略称TBC社）と業務提携しました。
関与先の親族外事業承継（M&A）に関する件はこちらにご相談ください。

（TKC中小企業事業承継支援部社員がTBC社に常駐しています）

株式会社Tomorrow's Business Creation【略称TBC社】

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-6-6 ヒューリック飯田橋ビル5階 TEL:03-6265-6585
HP:<http://tb-creation.hp.gogo.jp/> email:sasaki.mnb@tb-creation.co.jp (TKC佐々木)

TKC会員向け資料

中小企業の事業承継支援 のために

TKC会員が取り組むべき活動

TKC全国会 特例事業承継税制対応プロジェクト



特例事業承継税制を活用して 関与先の事業承継を支援しましょう！

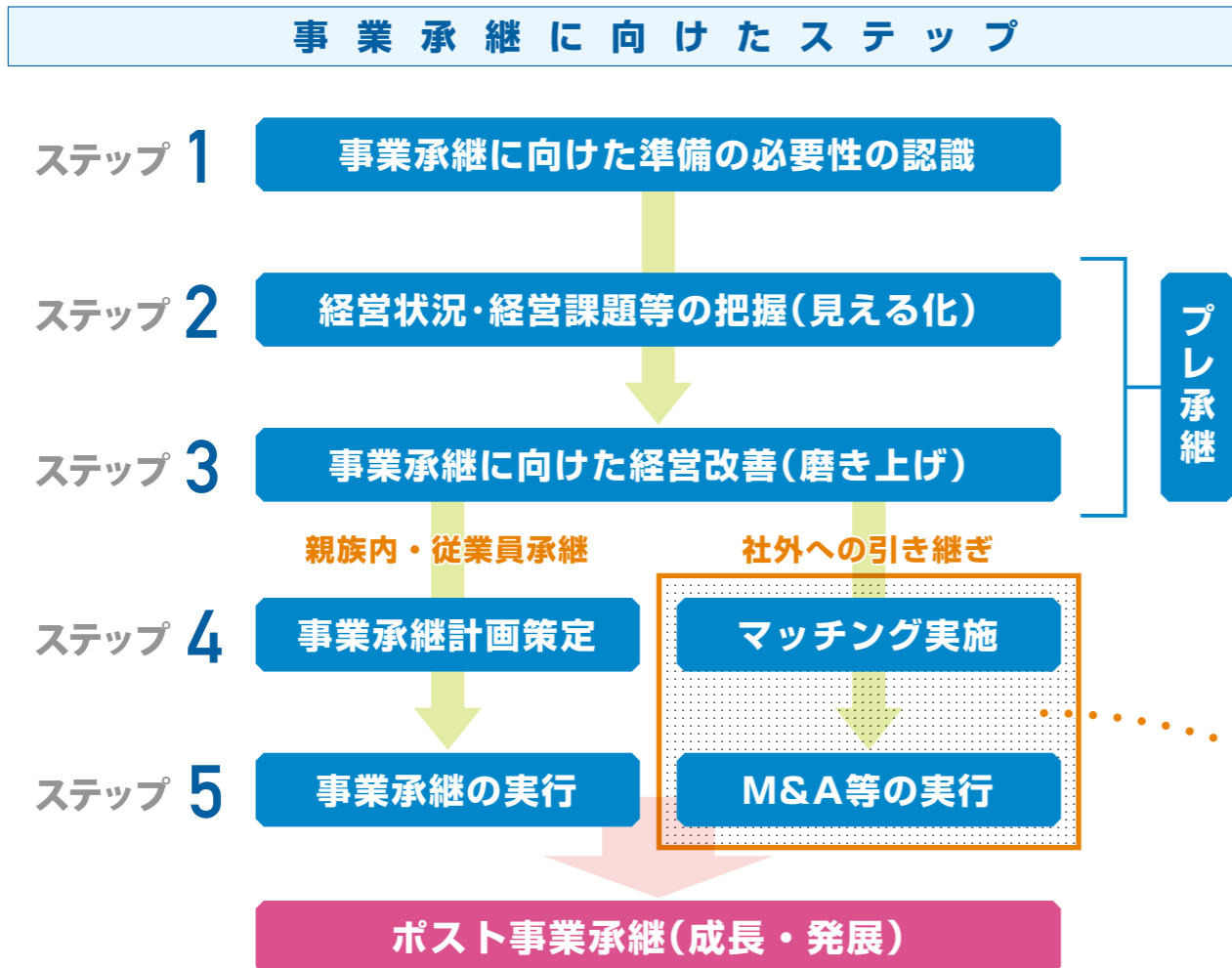
ご承知のとおり、日本では中小企業経営者の高齢化が急速に進んでおり、素晴らしい技術力をもつ数多くの中小企業が承継されることなく廃業となる可能性があります。そういう事態を予想し、国は税制の抜本的な拡充を図り、今般の税制改正で特例事業承継税制を創設しました。**10年間の期間限定で、集中して取り組む**制度であることがポイントです。

そして、この制度は経営革新等支援機関（認定支援機関）の指導・助言を受けた「特例承継計画」が必要です。さらに、贈与・相続後の認定申請や税務申告、納税猶予後の年次報告など、長期間にわたり総合的に事業承継をサポートする必要があります。国は、中小企業の実業承継を支援する専門家として、認定支援機関の多くを占める税理士に期待しているのです。

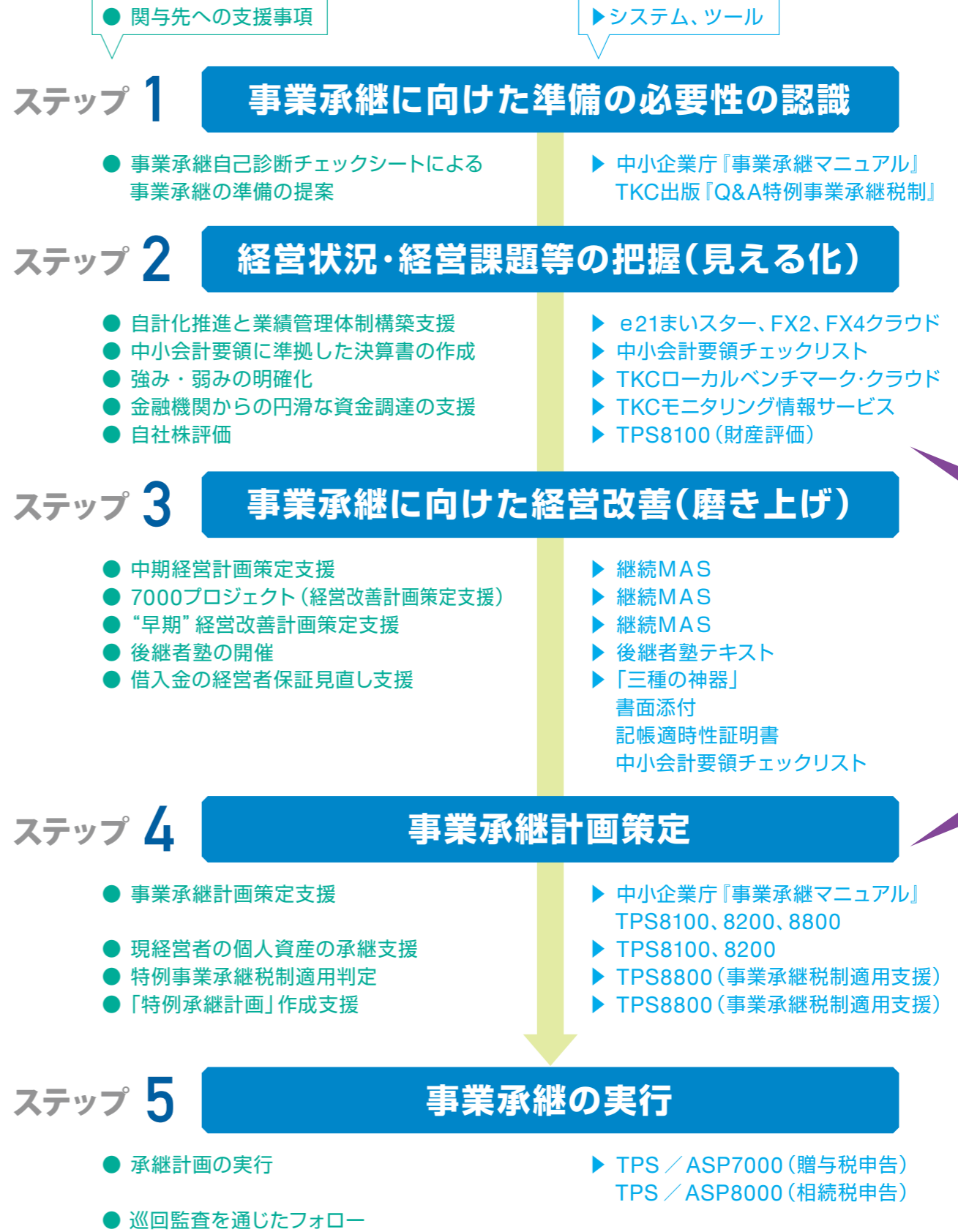
この制度は、自社株の評価額が高い優良企業ほど適用効果があり、我々がこれまで取り組んできた、**関与先の黒字化を支援し優良企業を育てる活動**を強力に後押しする制度だといえます。TKCには関与先の経営支援を行うための数多くのツールやノウハウがあり、特例事業承継税制への対応も万全です。いまこそ特例事業承継税制を活用して関与先の事業承継を支援し、社会の期待に応えましょう。

TKC全国会 特例事業承継税制対応プロジェクト
リーダー 押田吉真

中小企業の事業承継「5つのステップ」



「5つのステップ」とTKC会員の活動



特例事業承継税制適用支援フローは裏面へ

TKC全国会では、社外への引継ぎ(M&A)についての組織的対応は行いません。社外への引継ぎ支援は、(株)TKC中小企業事業承継支援部にご相談ください。

裏面参照